

# 技能検定制度の概要について

# 技能検定制度について

## 1 概要

技能検定制度は、職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度である。

本制度は、昭和34年度から実施され、平成18年度には全国で約56万人の受検申請があり、約22万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約352万人が技能士となっている。

## 2 実施内容

技能検定は、職種ごとに、等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成20年4月1日現在136職種である。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの(特級、1級、2級及び3級)と、②等級に区分しないもの(単一等級)とがある。

## 3 実施体制

厚生労働大臣が定めた実施計画等に従って、試験問題の作成等を中央職業能力開発協会が行い、技能検定試験の実施等の業務を都道府県知事が行っている。また、都道府県知事は、技能検定受検申請書の受付け、試験の実施等の業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている。

また、ファイナンシャル・プランニング等11職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行っている。

## 4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、「技能士」と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関名の合格証書が交付される。

# 技能検定職種一覧(136職種)

## ○建設関係

造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、建築図面製作、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ

## ○窯業・土石関係

ガラス製品製造、陶磁器製造、ファインセラミックス製品製造

## ○金属加工関係

金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、ダイカスト、金属材料試験

## ○一般機械器具関係

機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、木工機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図

## ○電気・精密機械器具関係

電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図

## ○食料品関係

パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造

## ○衣服・繊維製品関係

染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製

## ○木材・木製品・紙加工品関係

機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、畳製作、漆器製造、表装

## ○プラスチック製品関係

プラスチック成形、強化プラスチック成形

## ○貴金属・装身具関係

時計修理、貴金属装身具製作

## ○印刷製本関係

製版、印刷、製本

## ○サービス関係その他

ウェブデザイン、キャリア・コンサルティング、ファイナンシャル・プランニング、知的財産管理、金融窓口サービス、レストランサービス、ビル設備管理、園芸装飾、ロープ加工、情報配線施工、化学分析、印章彫刻、ガラス用フィルム施工、塗料調色、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、調理、ビルクリーニング、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾

注：下線11職種については、指定試験機関(民間機関)において実施。(キャリア・コンサルティング職種について、指定試験機関は未指定。)

## 技能検定の実施体制（Ⅰ） （都道府県知事が実施する職種）

厚生労働大臣

- ・試験科目及びその範囲等の作成
- ・技能検定実施計画の策定等
- ・試験問題等の認定
- ・試験合否基準の決定

- ・特級、1級及び単一等級の合格証書の作成

中央職業能力  
開発協会

- ・試験問題等の作成  
※1

- ・試験の水準調整等

都道府県知事

- ・実施計画の策定等

- ・技能検定の合否決定
- ・合格発表

- ・2級等の合格証書の作成
- ・合格証書の交付及び再交付

都道府県職業  
能力開発協会

- ・受検申請書の受付
- ・受検資格の審査等

- ・受検票の交付

- ・試験の実施等※2

※1 試験問題等の作成などを行い、全国的に試験問題の水準を定めている。

※2 都道府県技能検定委員が実技試験の実施などを行っている。

## 技能検定の実施体制(Ⅱ) (指定試験機関が実施する職種)

### 厚生労働大臣

### 指定試験機関

- ・指定試験機関の指定等
- ・試験業務規程等の承認
- ・試験科目及びその範囲の設定
- ・試験実施要領の認定
- ・事業計画書等の承認
- ・技能検定実施計画の策定・告示
- ・技能検定の合否決定
- ・特級、1級及び単一等級合格証書の作成
- ・立入検査、指導監督等

- ・指定申請等
- ・試験業務規程等の作成
- ・試験科目及びその範囲の設定等
- ・試験実施要領の作成
- ・事業計画書等の作成
- ・実施公示
- ・受検申請書の受付等
- ・受検票の交付
- ・試験問題等の作成※1
- ・試験の水準調整
- ・試験の実施等※1
- ・合格の発表
- ・2級及び3級合格証書の作成
- ・合格証書の交付及び再交付

※1 指定試験機関技能検定委員が試験問題等の作成、実技試験の実施などを行っている。

## 技能検定の等級区分

等 級	技能検定の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度
特 級	検定職種ごとの <u>管理者又は監督者が通常有すべき技能</u> 及びこれに関する知識の程度
1 級	検定職種ごとの <u>上級の技能労働者が通常有すべき技能</u> 及びこれに関する知識の程度
2 級	検定職種ごとの <u>中級の技能労働者が通常有すべき技能</u> 及びこれに関する知識の程度
3 級	検定職種ごとの <u>初級の技能労働者が通常有すべき技能</u> 及びこれに関する知識の程度
基礎1級	検定職種ごとの <u>基本的な業務を遂行するために必要な技能</u> 及びこれに関する知識の程度
基礎2級	検定職種ごとの <u>基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能</u> 及びこれに関する知識の程度
単一等級	検定職種ごとの <u>上級の技能労働者が通常有すべき技能</u> 及びこれに関する知識の程度

→技能検定試験の試験科目及びその内容を具体的に示すものとして、「技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目」が定められている。

(注)基礎1級及び基礎2級については、原則として外国人研修生・技能実習生を対象に、技能実習制度における「研修成果の評価」及び「習得技能等の認定」に利用されるものである。

# 技能検定試験の実施

技能検定は、検定職種ごとに、等級に区分して、**実技試験**及び**学科試験**により行っている。

## 1 実技試験

実技試験は、実際に作業を行わせる**作業試験**が主体である。

### 【例：機械加工（普通旋盤作業）の実技試験の概要】

1級 次に掲げる作業試験を行う。

普通旋盤(センチ間の最大距離が500～1500mmのもの)を使用しφ60×150程度のS45Cの材料1個及びφ65×80(φ20の穴のあいたもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り、ねじ切り、ローレット加工、偏心削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を3個製作する。(試験時間 4時間)

2級 次に掲げる作業試験を行う。

普通旋盤(センチ間の最大距離が500～1500mmのもの)を使用しφ60×150程度のS45Cの材料1個及びφ60×57(φ25の穴のあいたもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り、ねじ切り、偏心削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。(試験時間 3時間30分)

## 2 学科試験

学科試験は、単に学問的な知識について行う試験ではなく、その作業を行うに当たって裏付けとなる種々の知識について行うもので、等級区分に応じて、**多肢択一法**、**真偽法**又は**その両者の併用**で行う。

## 受検手数料( I )

### 1. 都道府県知事が実施する検定職種

受検手数料額は、国が政令で標準額を定め、各都道府県において条例により各職種の受検手数料額が定められている。

(標準額)

- ・実技試験 15, 700円
- ・学科試験 3, 100円

※高校在校生等の3級の受検手数料額については、受検負担を考慮し2/3程度にするよう指導している。

### 2. 指定試験機関が実施する検定職種

受検手数料額は、国が政令で上限額を定め、さらに各職種ごとの受検手数料額が告示で定められている。(次頁参照)

(上限額)

- ・実技試験 29, 900円
- ・学科試験 8, 900円



# 受検手数料(Ⅱ)(指定試験機関が実施する検定職種について)

ウェブデザイン	1 級		2 級		3 級		
	実 技	学 科	実 技	学 科	実 技	学 科	
特定非営利活動法人インターネットスキル普及認定協会	25,000	7,000	12,500	6,000	5,000	6,500	
知的財産管理	1 級		2 級		3 級		
	実 技	学 科	実 技	学 科	実 技	学 科	
知的財産教育協会	23,000	<u>8,900</u>	7,500	7,500	5,500	5,500	
ファイナンシャル・プランニング	1 級		2 級		3 級		
	実 技	学 科	実 技	学 科	実 技	学 科	
社団法人金融財政事情研究会	25,000	<u>8,900</u>	4,500	4,200	3,000	3,000	
特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	20,000	—	4,500	4,200	—	—	
金融窓口サービス	1 級		2 級		3 級		
	実 技	学 科	実 技	学 科	実 技	学 科	
社団法人金融財政事情研究会	テラー業務	26,000	8,500	7,000	6,500	4,000	3,800
	金融コンサルティング業務	15,000	8,500	7,000	6,500	4,000	3,800
レストランサービス	1 級		2 級		3 級		
	実 技	学 科	実 技	学 科	実 技	学 科	
社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会	23,500	6,500	10,500	6,500	8,000	6,500	
ビル設備管理	1 級		2 級				
	実 技	学 科	実 技	学 科			
社団法人全国ビルメンテナンス協会	18,700	3,700	18,700	3,700			
情報配線施工	1 級		2 級		3 級		
	実 技	学 科	実 技	学 科	実 技	学 科	
特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会	28,000	7,500	22,000	7,000	6,500	6,500	
ガラス用フィルム施工	1 級		2 級				
	実 技	学 科	実 技	学 科			
日本ウインドウフィルム工業会	建築フィルム作業	<u>29,900</u>	<u>8,900</u>	<u>29,900</u>	<u>8,900</u>		
	自動車フィルム作業	25,000	<u>8,900</u>	24,800	<u>8,900</u>		
調理	単一等級						
	実 技	学 科					
社団法人調理技術技能センター	18,800	3,700					
ビルクリーニング	単一等級						
	実 技	学 科					
社団法人全国ビルメンテナンス協会	18,700	3,700					

※太字下線部は政令で定める上限額

## 受検資格について

技能検定を受検できる者は、等級区分ごとに、原則として検定職種に関する実務経験が必要で、その年数は職業訓練歴、学歴等により異なっている。

○都道府県知事が実施する検定職種(主な受検資格のみ)

(単位 年)

受検対象者 (検定職種に関する学科、 訓練科等に限る。)		特級	1 級		2 級		3 級	基礎 1 級	基礎 2 級	単一 等級			
		1 級 合格後	2 級 合格後	3 級 合格後	3 級 合格後	級 (※)							
実務経験のみ		5	7	2	4	2	0	1/2	1/3	1/6	3		
専門高校卒業 専修学校 (大学入学資格付与課程に 限る) 卒業			6			0		0	1				
短大・高専・高校専攻科卒業 専修学校 (大学編入資格付与課程に 限る) 卒業			5			0		0	0				
大学卒業 専修学校 (大学院入学資格付与課程 に限る) 卒業			4			0		0	0				
専修学校又は 各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定した ものに限る。)	800h以上		6			0		0	1				
	1600h以上		5			0		0	1				
	3200h以上		4			0		0	0				
短期課程の普通職業訓練修了	700h以上		6			0		0	1				
普通課程の 普通職業訓練修了	2800h未満		5			0		0	1				
	2800h以上		4			0		0	0				
専門課程の高度職業訓練修了			3			1		2	0	0	0	0	0
応用課程の高度職業訓練修了			1			0		0	0	0			
長期課程の指導員訓練修了			1			0		0	0	0			
職業訓練指導員免許取得			1			—		—	—	—	—	0	

※ 3 級技能検定については、検定職種に関する学科及び訓練科に在学する者も受検できる。

# 技能検定制度の主な変遷について

## 1. 昭和34年 公共職業訓練とセットで技能検定制度を創設

【背景】膨大な失業者を抱える一方で、近代的技能労働者が著しく不足

※技能労働力の不足状況:不足数81万人、不足率14.7%

(労働省「技能労働力需給状況調査」(昭和35年2月))

## 2. 技能検定制種を順次整備

→ イギリス(200職種)、スイス(200職種)及びドイツ(500職種)を目標に、技能検定制種数を順次整備

【背景】高い経済成長の中で、技能労働力の需要が引き続き高水準で推移

※技能労働力の不足状況:不足数182万人、不足率19.3%

(労働省「技能労働力需給状況調査」(昭和44年6月))

## 3. 経済社会の変化に対応した職種の見直し

→ 第3次産業分野等への技能検定制種の拡大(ビルクリーニングなど)

→ 大幅な技能検定制種の統廃合(昭和60年には21職種を12職種に統合)

【背景】技術革新の進展やサービス経済化による産業・就業構造の変化等

## 4. 職業生涯にわたる段階的な職業能力評価の整備

→ 特級及び3級の導入(昭和63年度及び平成5年度)

【背景】①高齢化社会への移行に伴う職業生活の長期化(定年延長等)

②若年労働者の技能離れの防止等

## 5. 民間機関の活力も活用した技能検定の受検機会の拡大

→ 指定試験機関制度の導入(平成13年度)

→ 受検資格の緩和及び若年者向け(3級)技能検定制種の拡大(平成16年度)

【背景】①雇用の流動化、②若年者を巡る雇用問題の深刻化